

平成13年 第4回沼田町議会定例会会議録 (3日目)

平成13年 3月16日(金)

午後 1時36分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
	11 番	谷 口 清 治	議 員	12 番	吉 田 俊 一	議 員
	13 番	絵 内 勝 己	議 員	14 番	杉 本 邦 雄	議 員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君 監査委員 岩 寺 一 之 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	佐 藤 幸 一 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠 田 繁 彦 君 次 長 江 田 哲 郎 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 子 幸 保 君 議事係長 浅 野 信 行 君

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）ただいま定足数に達しておりますので、これより、3 日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、8 番大沼議員、1 4 番杉本議員を指名致します。

1 3 時 3 7 分 久保議員 入室

(予算等審査特別委員会報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第 2、予算等審査特別委員会の予算等報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

(久保委員長登壇)

○委員長（久保 寛委員長）予算等審査特別委員会のご報告をさせていただきます。本予算等審査特別委員会に付託されました次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告致します。

（以下、審査報告を朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております 3 2 件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。

したがいまして、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。それでは、討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ 1 件ずつ討論、採決を致します。それでは、討論、採決を致します。

議案第 2 号、平成 1 3 年度沼田町一般会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7 番。

○7 番（橋場 守議員）1 3 年度の予算を見ますと、本来、福祉の問題についても農業の問題についても、国が責任を負ってやらなきゃならない問題に対して、国がやらないために、国に変わって相当思い切って福祉政策などでの予算を組んでいたという事については、敬意を評するところであります。

農業に対する支援についての意見をのべるのですが、町財政で出来るぎりぎりの所まで、農業支援がやられていると思うのです。そういう支援をすると同時に、理事者や町職員の方達は、農業とは一体何かという事、どうあるべきかという事を私しっかり掴んで、自分達が掴むだけではなくて、農家の人達にも掴んでもらう努力が必要だと思うのです。言ってみれば、困ったんだからそれじゃ助けてあげるといって情けをかける的な支援をいつまでも、それだけでは農業の未来は見えてこないと思うのです私は。農家には、生産費と所得を補償される生産者価格が補償されなきゃならないと思うのです。そして、消費者には安全で安価な農産物を安定的に供給する。これは国の独立国であれば当然とらなきゃならない政策だと思うのです。そこをしっかりと捕まえた上で、それじゃ今何故農業がやっていけないような状況になってきたのかという事を見る必要があるのではないだろうか。

そして、そういう状況になったことを検証するだけではなくて、どうすれば打開の道があるのかという事をやはり、しっかり研究しなければならないと思います。自由化を進められる時に、謳われた文句というのは、市場原理や市場経済に参入すると農家の人達は作る自由、売る自由が得れるという事で盛んに言われた訳です。

しかし、その中でひとつ無い自由があった。隠されていた自由がある。農家が実際にものを生産して、少しは儲かるだろうという、そういう自由が補償されていなかった。市場原理の参入というのは、私達ずっと言ってきましたけども、これは農家の人達の利益にはなる事ではないとずっと言ってきました。

今年1月に、日本共産党が東京で日本農業をどうするかというシンポジウムをやったんですが、そこでパネラーの人達の報告を見ますと、1969年には農業関連の多国籍企業というのは、7,000社だったそうです。それが今は40,000社に膨れ上がっているというのです。こういうののひとつ見ただけでも、WTO協定というのは、アメリカの政府に守られた多国籍企業がいわゆる地球規模で、農業において儲けを保障されるという事が自由化の本質だったんです。

ですから、農家が市場に参入しても初めから勝ち目がなかったのです。それが、実はマスコミの色々な宣伝によって、国際的に孤立するだとか色々な事を言われて、自由化を許してしまったんです。その結果が、今の状況です。何故、市場参入しても農家に勝ち目が無いかという事で、ちょっと国連の報告をちょっと読んだ事があるんです。国連の中に、国連開発計画の中で人間開発報告書というのがあるんですけども、99年の報告書にはこんな事書いてあるのです。所得と生活水準の世界的な不平等は、ドロテスクなまでに膨らんだという事を言いまして、色々書きながら最後にこう書いてあるんです。世界の億万長者の中で、最富裕者3人、この3人の資産は一体どのくらいあるか書いてあるんです。それは48ヶ国の後発開発途上国の全てと、そこに住む6億人の全国民総生産の合計よりも多いのだそうです。たっ

た3人の資産が。

それまでに、世界的な富裕と貧困者との差が、不平等が広がっているんです。そして、その中で世界中の1年間の輸出額というのは、日本円にすると583兆円だということです。ところが、為替取引などやって金を動かしている額というのは、1ドル120円にして、3億9,000兆円だそうです。世界の年間輸出総額の61倍も、国際金融資本だとか、多国籍資本が金を動かして世界の経済を牛耳っているのだそうです。そういう中で、農家の人達が本当に市場に参入して、勝ち目があるのかと言ったら無いのです。

今、これから最後の方で、野菜のセーフガードの決議をする訳なんですけども、中国から物凄く安く、中国だけではないですね、東南アジアの諸国からも凄い安い農産物が入ってくるのですけども、中国の賃金というのは日本の賃金の100分の3だそうです。そこへ、ODでもって日本から金を持って行って、企業や商社が開発輸入やっている訳なんですけれども、例えば長ネギでいうと日本のコストと中国のコストでいうと100分の11だそうです。そこを、日本の商社がそこから買い集めて、日本に持ってくる訳ですよ。輸入する訳です。それは決して中国の人達や東南アジアの人達を豊かにさせるような政策ではないんです。そのまま、安い賃金のままで置いておいて、生産物だけは日本に持ってくるという事で、私達の仲間の農民代表が通産省の所へ行って、セーフガードやってくれと言いますと、これは企業の方からも文句が出るという答えがかえってくるそうです。工業製品や、農業関連産業も含めまして、3,000数百社が中国へ行って金儲けをしているそうです。そのところと、闘うような事にならないと、そこをしっかりと見据えて国に本腰を入れて闘うというか、闘うというといやだと言われたのですが、運動するそういう農民の団結した行動がなければ、これは中々いかないものだと思うのです。その当たりがやはりひとつ理事者の人達、役場の職員の方からも、カタカナが大変好きな訳ですから、言葉だけ国際化しないで、そういう内容についてもやはりしっかり掴んで、それを農家の人達にきちっと知ってもらう。そういう努力がなければ、本当に小規模な町財政の中からですね、これ以上できないじゃないかと、これ以上農家の人達の価格が下がってきたら、どうにもならないじゃないかというふうに私は思うので、是非そういう立場もきちっと掴んで支援はしますけれども、皆さんも闘って下さいというような、運動をして下さいという方向、宣伝をしなければ、これ以上やっていけないのではないかと思うのです。そういう事を私は、是非財政を執行する上で、お願いをしていきたいと思えます。

それから、次の点は、ほたる館の経営の問題なんですけども、私は、ほたる館を作る時に反対したただ一人の議員です。それは、ああいう大きな物を作っても、ここは観光コースから外れているので、きっとやれなくなっていくのじゃないかと、

黒字になる見通しはあるのか、薄いと反対した訳です。ですから、白樺館の方で基本を沼田町民の健康管理増進という事において運営するべきだという立場から反対した訳です。しかし、作られましたから作られた以上、私はなんとしてもそこに働いている人達も気持ちよく働けて、それから生活も守られるというような事で、しっかり盛り上げていかなきゃならないなという立場で今までずっと、色々な微々たる事だけでも協力してきたつもりなんです。やはり私見てると、役場職員の利用というのは余り多くないんです。それは何処か良い所行っているのかも知れないけども、働く仲間。町職員の同じ町の施設の中で働いている人達の、この人達の生活を守るという立場からも、仲間を助けるという立場からも、もっと利用する必要があるのではないかと思うのです。それは、議員の人達は一生懸命やっているとしますが、どうも見ている所によると、職員の利用というのは余り多くない様に見えるので、それらもしっかり是非やってほしいなと、こんなふうに思っています。色々ありますけども、時間もありますので、こういう事を意見を述べまして、この議案には賛成を致します。

○議長（吉田好宏議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決します。お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第3号、平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第4号、平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第5号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第6号、平成13年度沼田町介護保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第7号 平成13年度沼田町老人保健特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 8 号、平成 13 年度沼田町公共下水道特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 8 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 9 号、平成 13 年度沼田町水道事業会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 9 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 10 号 沼田町情報公開条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7 番。

○7 番（橋場 守議員） 意見だけ述べます。この情報を公開して頂けるのは、9 条に公文書の公開を請求出来るものという事で書いてあります。この中に、町内に住所を有する者などを書いてあるんですけども、私はブラジルから来ていただければ、暫く滞在して頂いて良いと思うのですけれども、隣の町の情報も私はほしいなと思うのです。そういう事からいって、これは町内に住所を有する者ではなくて、何人にもという事にしてほしいなと、今回これ変えれないかもしれませんが、今後はやはりそれを検討してみたいと思います。それから、第 10 条の 6 なんですが、請求できない公開できない事の中で、意思形成過程情報。町の内部又は国等との間における審査・検討・協議、調査研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、町の意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるものを

公開しないという事なんですけども、今回の特別委員会の中でも色々と議員から質問が出ますと、やはり決まってしまってから出されても困るのだという事なんです。何か計画して進んでいたら、途中でやはり町民に公開してほしい。我々にも知らしてほしい。それによって、我々は意見も述べる事が出来るんだという事がたくさん出されたように、これは意思形成過程を公開してもらわないと、決まった物を出されてくるというだけじゃ私達議員としては、大変議員活動やりづらいんです。

それから、町民参加の町づくりと言っている訳ですから、これは意思形成過程の情報もやはり公開するべきだなと思っています。これらを検討して頂く事を申し上げまして、討論を終わります。賛成です。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第11号 沼田町個人情報保護条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第12号 職員の再任用に関する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第１３号 沼田町表彰条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第１３号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第１４号 沼田町農地流動化基金条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第１４号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第１５号 沼田町福祉住宅設置条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第１５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第１６号 沼田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第17号 沼田町排水路管理条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第17号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第18号 中央省庁等改革関連法の制定に伴う関連条例の整備に関する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第19号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第20号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○7番（橋場 守議員）議長。議事進行について。

○議長（吉田好宏議長） はい。

○7番（橋場 守議員） これ全部関連して、字句訂正だとかそれだけなので、23号まで一括でやって下さい。どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） お諮りします。ただ今の橋場議員の議事進行につきまして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） それでは、議案第21号から、23号まで。36号まででよろしいですか。36号ですね。はい。それでは21号から36号まで、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） はい。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第21号から36号までは、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第45号、第4次沼田町総合計画について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○1番（久保 寛議員）議長。

○議長（吉田好宏議長） はい、1番。

○1番（久保 寛議員） 今、橋場議員からもお話あって、一括審議した訳ですけども、私も気になっていたのですけども、議案2号から議案第45号までは、予算等特別委員会で4日半くらいに渡って審議したところでもありますし、しかも全員による特別委員会でございましたので、十分あの中味については承知していると思います。そこで私申し上げようと思いましたが橋場議員からありましたから〜〜も、議案第2号の一般会計、これはひとつですね。それから議案第3号から議案第9号まで、これは各特別会計この7本についても、一括審議をして頂く。それから議案第10号から議案第36号まで、この23件については条例関係ですからこれも一括やって頂きたかった。

それから、議案第45号につきましては、ちょっと局長にお伺いしたいのですが、地方自治法第2条の第4項規定というのはどんな規定なのか、お伺いしたい。ちょっと私自治法持って来ていなかったものですから、調べられなくて恐縮なんですけども、私の感じではこれは日程には勿論加えなきゃならないけども、議案として処理しなきゃならないものかどうか、理事者からこのように提案されておりましたという程度で、処理出来る問題ではないかなと私はちょっと感じたものですから、あえて質問させていただきます。

それから、議案第2号の時に、7番議員から長々と意見を申し上げておりました。これは是非議長に、その中味については確かに農業問題大変だという意味は分かる訳ですけども、何か特定の政党の機関紙の棒読みのような字句が入っておりましたので、こういった事は議長においてよく注意をして頂きたい。このように思う次第でございます。

なお又、橋場議員の先程の意見と言うのは、特別委員会の中でも十分話の出来る機会もありましたので、最終日にこういう時間をとって発言をされるというのはいかがかと思しますので、そのような取り計らいをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい。休憩します。

14時10分 休憩

14時12分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。お諮りします。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（議案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第31号。沼田町水道事業条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第34号。沼田町簡易給水条例の一部を改正する条例についてまで4件を一括議題と致します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第31号から、日程第6、議案第34号まで4件について一括議題とする事に決しました。

お諮り致します。この際、議案の朗読を省略し、議員全員による水道料金等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、議員全員による水道料金等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮り致します。ただいま設置されました、水道料金等審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条第2項の規定にかかわらず、議長より指名する事に致したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、正副委員長につきましては、議長から指名することに決定致しました。それでは、議長から指名致します。

委員長に、山木一男君、副委員長に、野道夫君を指名致します。お諮り致します。只今、指名致しましたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、水道料金等審査特別委員会の正副委員長は、ただいま指名致しましたとおり決定を致しました。

(任命・選任・同意)

○議長（吉田好宏議長）日程第7、同意第1号。固定資産税評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第1号、固定資産税評価審査委員会委員の選任について。現委員であります、寺本博昭氏が平成13年3月24日に任期満了となりますので、その後任として下記の者を固定資産税評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

寺本委員に代わりまして、新たに選任をお願いしたい委員の方のお名前を申し上げたいと思います。住所は、沼田町本通3丁目4番27号、お名前は杉原義信、生年月日は昭和7年9月27日生まれ、現在68歳であります。略歴につきましては、昭和26年に旭川商業高等学校を卒業されまして、平成5年4月から現在まで沼田町社会福祉協議会の理事。平成元年5月から平成4年の5月まで沼田町商工会の副会長等を歴任されておりまして、人物執権とも優れたものがありまして、最適任者として同意を賜われますようご提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意する事に決しました。暫時休憩致します。

14時18分 休憩

14時19分 再会

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について外6件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第８、発議第１号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。日程第９号、意見案第１号 緊急雇用特別交付金の継続と改善に関する要望意見書（案）について。日程第１０、意見案第２号 特別間伐事業の創設を求める意見書（案）について、日程第１１、意見案第３号 輸入野菜への一般セーフガード発動などに関する意見書（案）について、日程第１２、決議案第１号 豪雪地帯対策特別措置法第１４条、１５条の期限切れの対応に係る決議（案）について。日程第１３、閉会中の所管事務調査の申し出について。日程第１４、議員の派遣について以上、日程に追加することに決しました。

（委員会条例の改正）

○議長（吉田好宏議長）日程第８、発議第１号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案については、先の全員協議会で協議し、ご理解いただいたことと存じます。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の、説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮り致します。発議第１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（意見案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題について、お諮り致します。この際、意見案第１号から意見案第３号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第１号から意見案第３号は一括して議題とすることに決しました。

日程第９号、意見案第１号 緊急雇用特別交付金の継続と改善に関する要望意見書（案）及び、日程第１０、意見案第２号 特別間伐事業の創設を求める意見書（案）及び、日程第１１、意見案第３号 輸入野菜への一般セーフガード発動などに関する意見書（案）についてを一括して議題と致します。

提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑、討論を省略

致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第1号から意見案第3号を一括して採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出する事に決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出する事に決しました。

(決議案の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第12、決議案第1号。豪雪地帯対策特別措置法第14条、15条の期限切れの対応に係る決議（案）についてを議題といたします。

提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。

本案は原案どおり決議し、決議文を関係機関に提出する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決議文を、関係機関に提出する事に決しました。

(所管事務調査の申し出)

○議長（吉田好宏議長）日程第13、閉会中の所管事務調査の申出書を議題と致します。お諮り致します。本件は、各常任委員会が調査終了まで、閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略しこれを許可する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

(議員の派遣)

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議員の派遣についてを議題と致します。本件は、記載のとおり議員の派遣であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）道内外及び海外等にという事でありまして、私は今の情勢の厳しい財政の中で、海外まで行って研修する事はないという考えを持っていますので、道内や道外については、日本の国の中では色々あるかもしれませんが、海外まで行ってやる必要がないだろうというふうに思っていますので、ここは反対します。

○議長（吉田好宏議長）それでは、ただ今反対のご意見であります、賛成の方、挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）賛成多数により、本案につきましては許可することに決しました。

（町長あいさつ）

○議長（吉田好宏議長）以上で、全案件の審議が終了致しました。ただ今、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田篤正町長） <あいさつ>

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成13年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

14時28分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員